



ゴミの
ゼロを
目指す僕らの
心がけ



清掃だより
106

平成22年10月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
☎042-551-1731

〈平成21年度標語コンテスト入選作(中学生の部) 今野 響平(第二中学校)〉

落葉の季節です

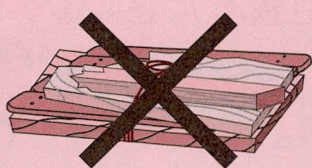


家庭から出される枝木・葉・草の出し方について

市では、家庭から出された枝木・葉・草の一部を堆肥化しています。木の種類や出される量によっては、有料になる場合があります。下記の表を参考にいただき、分別にご協力をお願いします。

	無 料		有 料
	燃やせるごみ	堆肥化用	粗大ごみ
出せるもの	枝木・葉・草 (種類は問いませんが、家具等を解体した木材等やすだれは除きます)	枝木・葉 (ただし、竹、シュロ、とげのある枝木や、3袋以上の草は有料です)	無料で出せない3束以上の枝木 (竹、シュロ、とげのある枝木)・ 3袋以上の草
出せる量	◇葉・草は45ℓ相当の袋2袋まで、 枝木は2束までのいずれか { ・1束の長さは50cm以内 ・1束の直径は30cm以内 ・幹の太さは1本5cm以内 }	◇葉は45ℓ相当の袋3袋以上 ◇枝木は3束以上 { ・1束の長さは1.5m以内 ・1束の直径は30cm以内 ・幹の太さは1本5cm以内 }	◇草は45ℓ相当の袋3袋以上 ◇枝木は3束以上 { ・1束の長さは1.5m以内 ・料金 10kg300円 }
出し方	ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋で出す		
回収方法	燃やせるごみの日に出してください。	リサイクルセンターに連絡して 出してください。	リサイクルセンターに連絡し、 粗大ごみとして出してください。

ご注意ください! 次のものは、
枝木・葉・草ではありません



板等の木材、家具等を分解したもの、すだれ等をひもで束ねて出されていることがありますが、これらはいずれも“枝木”としては回収できません。

一辺が50cm未満であれば「燃やせるごみ」で、50cm以上であれば「粗大ごみ」で出してください。(「粗大ごみ」の出し方は、裏面を参照してください。) その他、家庭菜園等で出た野菜くずや、木の実も“葉・草”としては回収できません。「燃やせるごみ」で出してください。

ごみや落ち葉、剪定枝などの焼却は、
法律で禁止されています



焼却によってダイオキシン類の有害物質等が発生するため、野外での家庭ごみの焼却や小型焼却炉の使用は、一部例外を除き、原則として法律で禁止されています。(廃棄物処理法第16条の2) 違反した場合は、罰則が適用されます。

私たちの健康と生活環境を守るため、ごみは定められた方法で出していただきますよう、ご協力をお願いします。

粗大ごみの出し方

**出すものの一辺が50cm以上のものは、粗大ごみになります。
リサイクルセンターへ直接お申し込みください。**

《出すときの手順》

手順1

リサイクルセンターに連絡をしていただき、品目を伝え、収集日と廃棄物処理券の金額を確認してください。

☎552-1621または551-9150

FAX530-0155（電話でのお申込ができない方のみ）

※週の始めや連休明け、年末年始などは大変混み合うため、つなかりにくい場合があります。

手順2

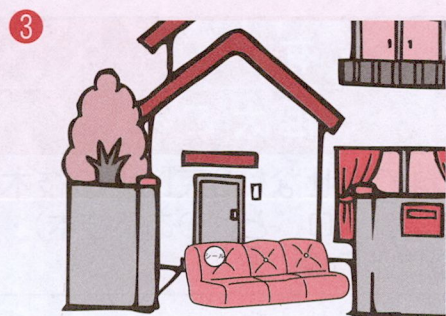
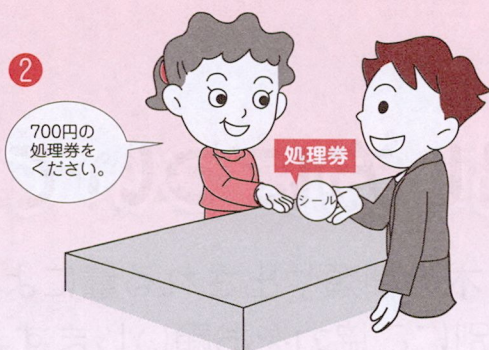
廃棄物処理券を購入してください。（処理券は、市役所ごみ対策係のほか、「ごみ・リサイクルカレンダー」22ページに掲載されているお店で購入できます。）

手順3

処理券に、油性ペンで申込者のお名前をご記入いただき、**収集日の午前8時30分までに**、玄関や敷地の入り口（集合住宅などは1階部分）など、収集しやすい場所に出してください。



リサイクルセンター



粗大ごみを収集場所まで運び出せない時は…？

ご自分で、粗大ごみを運び出すことができない場合は、シルバー人材センターや、社会福祉協議会へご相談ください。有料で、運び出しのお手伝いをしています。

詳しい内容については、直接お問い合わせください。



シルバー人材センター ☎553-3261 FAX553-0041

依頼する内容をお伝えください。担当者と相談の上、人数や日時を決めます。（粗大ごみの運び出しは、2名×1時間で料金は2,127円からお受けします。）

FAXで依頼する場合は、下記を明記の上、送信してください。

①お名前 ②ご住所 ③電話番号・FAX番号

④依頼する仕事の内容・期間・納期・人数

⑤その他の条件

（作業条件によっては、お引受けできない場合もございます）

社会福祉協議会 “ほっとサービス” ☎552-2121 FAX553-7532

利用できる方

おおむね65歳以上の方。体の不自由な方。

サービス内容

家事援助を中心とした日常生活のお手伝いや簡単な介助等。

利用時間

1時間単位として、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで

利用料金

1名1時間につき、600円。